

佐世保市健康診査実施要領

健康診査は、自分自身の健康状態を認識できる機会であると共に、近年増加している生活習慣病またはその危険因子を早期に発見することにより、適切な治療や、食事や運動等の生活習慣の改善に結びつけることを目的とする。（健康増進法第19条の2の規定による）

（対象者）

第1条 健康診査の対象者は次のとおりとする。

- （1）佐世保市に居住地を有し、当該年度に40歳以上74歳以下の年齢に達する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律第7条第3項の加入者に含まれないもの。
- （2）佐世保市に居住地を有し、当該年度に75歳以上の年齢に達する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律第50条の被保険者に含まれないもの。

（実施回数）

第2条 健康診査の実施回数は、同一人について同一年度内に一回とする。

（受診者の自己負担）

第3条 受診者の自己負担はないものとする。

（健康診査実施機関）

第4条 佐世保市が委託した医療機関等が健康診査を実施するものとする。

（周知の方法）

第5条 佐世保市は広報させば、佐世保市ホームページ等により適宜周知を行うものとする。

（健康診査の検査項目及び検査方法）

第6条 健康診査の検査項目及び検査方法は次のとおりとする。40歳から74歳までの受診者に対しては（1）基本的な検査項目及び必要に応じて（2）詳細な検査項目を実施し、75歳以上の受診者に対しては、基本的な検査項目のみを実施するものとする。

（1）基本的な検査項目

①問診

既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係わる調査を含む）を所定の質問票に基づいて聴取する。

②診察

視診、打聴診、腹部触診その他必要な検査を実施する。

③身体計測

ア. 身長、体重及び腹囲を測定し、BMIの算定（ $BMI = \text{体重}(\text{kg}) \div \text{身長}(\text{m}) \div \text{身長}(\text{m})$ ）を実施する。

イ. 腹囲の測定は立位、軽呼吸時において、臍の高さで測定すること。また脂肪の蓄積が著明で臍が下方に変位している場合は、肋骨下縁と前上腸骨棘の midpoint の高さで測定すること。

④血圧測定

ア. 聴診法又は自動血圧計により、収縮期血圧及び拡張期血圧を測定し、必要な場合は再測定す

る。

イ. 測定回数は、原則2回とし、その2回の測定値の平均値を用いること。ただし、実施状況に応じて、1回の測定についても可とする。

ウ. その他、測定方法については、「循環器病予防ハンドブック」（一般社団法人日本循環器病予防学会編）等を参考とすること。

⑤血中脂質検査及び肝機能検査

ア. 血中脂質は中性脂肪、HDLコレステロール及びLDLコレステロールを測定する。また肝機能検査はAST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP）を測定する。

イ. 原則として、分離剤入りプレイン採血管を用いること。

ウ. 採血後、原則として早急に遠心分離し、24時間以内に測定するのが望ましい。なお、これが困難な場合は、採血後に採血管は冷蔵又は室温で保存し、12時間以内に遠心分離すること。

エ. 血清は、測定まで冷蔵で保存し、採血から72時間以内に測定すること。

オ. 血中脂質検査の測定方法については、トレーサビリティ（検査測定値について、測定の基準となる標準物質に合わせられることをいう。以下同じ。）のとれた可視吸光度法、紫外吸光度法等によること。

カ. 空腹時中性脂肪であることを明らかにすること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により血中脂質検査を行うことができる。なお、空腹時とは、絶食10時間以上とする。

キ. 肝機能検査の測定方法については、AST（GOT）及びALT（GPT）検査については、トレーサビリティのとれた紫外吸光度法等によるとともに、 γ -GT（ γ -GTP）検査については、トレーサビリティのとれた可視吸光度法等によること。

⑥血糖検査

血糖検査は次のア及びイの両方を実施すること。

ア. 血中グルコースの量の検査

1) 空腹時血糖であることを明らかにすること。なお、10時間以上食事をしていない場合を空腹時血糖とすること。やむを得ず空腹時以外において採血を行い、ヘモグロビンA1cを測定しない場合は、食直後を除き随時血糖により血糖検査を行うことができる。なお、食直後とは食事開始から3.5時間未満とする。

2) 原則として、フッ化ナトリウム入り採血管（血糖検査用採血管）を用いること。

3) 採血後、採血管を5～6回静かに転倒・混和すること。

4) 混和後、採血管は冷蔵で保管し、採血から6時間以内に遠心分離して測定することが望ましいが、困難な場合には、採血から12時間以内に遠心分離し測定すること。

5) 遠心分離で得られた血漿は、測定まで冷蔵で保存し、採血から72時間以内に測定すること。

6) 測定方法については、トレーサビリティのとれた電位差法、可視吸光度法、紫外吸光度法等によること。

イ. ヘモグロビンA1c検査

1) フッ化ナトリウム入り採血管（血糖検査用採血管）又はエチレンジアミン四酢酸（EDTA）入り採血管を用いること。

2) 採血後、採血管を5～6回静かに転倒・混和すること。

3) 混和後、採血管は冷蔵で保管すること。

4) 採血後、48時間以内に測定すること。

5) 測定方法については、トレーサビリティのとれた免疫学的方法、高速液体クロマトグラフィ（HPLC）法、酵素法等によること。

⑦尿中の糖及び蛋白の検査

- ア. 尿の検査は尿中の糖及び蛋白の有無について検査を行う。
- イ. 原則として、中間尿を採尿すること。
- ウ. 採取後、4時間以内に試験紙法で測定することが望ましいが、困難な場合には、尿検体を専用の容器に移して密栓し、室温で保存する場合は24時間以内、冷蔵で保存する場合は48時間以内に測定すること。
- エ. その他、測定方法及び判定方法については、「循環器病予防ハンドブック」（一般社団法人日本循環器病予防学会編）等を参考にすること。

⑧貧血検査

- ア. 貧血検査は血中の赤血球数、血色素量及びヘマトクリット値の測定を行う。
- イ. エチレンジアミン四酢酸（EDTA）入り採血管を用いること。
- ウ. 採血後、採血管内のエチレンジアミン四酢酸（EDTA）を速やかに溶かすこと。
- エ. 混和後、室温に保存し、12時間以内に測定すること。

⑨血清クレアチニン検査

- ア. 血清クレアチニン検査については、可視吸光度法（酵素法）等による。
- イ. eGFRにより腎機能を評価すること。
- ウ. eGFRは、次式により算出する。
男性： $eGFR\ (ml/分/1.73m^2) = 194 \times \text{血清クレアチニン値}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287}$
女性： $eGFR\ (ml/分/1.73m^2) = 194 \times \text{血清クレアチニン値}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287} \times 0.739$

⑩尿酸検査

日本痛風・核酸代謝学会の「高尿酸血症・痛風の治療ガイドライン」や日本糖尿病学会の「糖尿病治療ガイド」等を参照すること。

⑪尿中の潜血の検査

- ア. 尿の検査は尿中の潜血の有無について検査を行う。
- イ. 原則として、中間尿を採尿すること。
- ウ. 採取後、4時間以内に試験紙法で測定することが望ましいが、困難な場合には、尿検体を専用の容器に移して密栓し、室温で保存する場合は24時間以内、冷蔵で保存する場合は48時間以内に測定すること。
- エ. その他、測定方法及び判定方法については、「循環器病予防ハンドブック」（一般社団法人日本循環器病予防学会編）等を参考にすること。

（2）詳細な検査の項目

以下の判定基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する。その際、健診機関医師は、当該健診を必要と判断した理由を健康づくり課へ示すと共に、受診者に説明すること。

①心電図検査

当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者

- ア. 安静時の標準12誘導心電図を記録すること。
- イ. その他、検査方法及び判定基準については、「循環器病予防ハンドブック」（一般社団法人日本循環器病予防学会編）等を参考にすること。

②眼底検査

当該年度の健診結果等において、血圧又は血糖の値が下表の基準のいずれかに該当した者

項目	基準
血圧	収縮期血圧 140mmHg 以上
	拡張期血圧 90mmHg 以上
血糖	空腹時血糖 126mg/dl 以上
	HbA1c (NGSP) 6.5% 以上
	随時血糖 126mg/dl 以上

- 1) 手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施すること。
- 2) 高血糖者に対しては、原則、両眼の眼底撮影を行う。その上で、所見の判定がより重症な側の所見を記載すること。
- 3) その他、検査方法及び判定基準については、「循環器病予防ハンドブック」（一般社団法人日本循環器病予防学会編）等を参考にすること。

（検査結果の判定と指導区分）

第7条 健康診査の検査結果については、検査ごとに所定の方法で判定し、健康診査判定結果については、これらの判定結果を総合的に判断し、「異常なし」、「要指導」、「要医療」及び「治療中」に区分する。

（検査結果の通知及び請求）

- 第8条 健康診査受診票は4枚複写となっており、1枚目は医療機関保存用、2枚目は受診者本人用、3枚目は佐世保市提出用、4枚目は紹介先医療機関用とする。
- 2 健康診査の結果について、健康診査受診票の2枚目を受診者に速やかに通知するものとする。通知に際しては、個人のプライバシーの保護に十分な注意を払うこと。
 - 3 健康診査の判定結果が要医療の者に対しては実施機関が適切な受診指導を行うものとする。
 - 4 健康診査実施機関は委託料請求書に健康診査受診票の佐世保市提出用を添えて実施月の翌月20日までに佐世保市へ提出するものとする。

（記録の整備）

第9条 健康診査受診票は5年間保存しなければならない。また、必要に応じ、事後の指導その他の必要な事項についても記録するものとする。

（その他）

第10条 この要領に規定のない案件が生じた場合は、必要により佐世保市と佐世保市医師会の両方で協議するものとする。

附 則

この要領は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。